

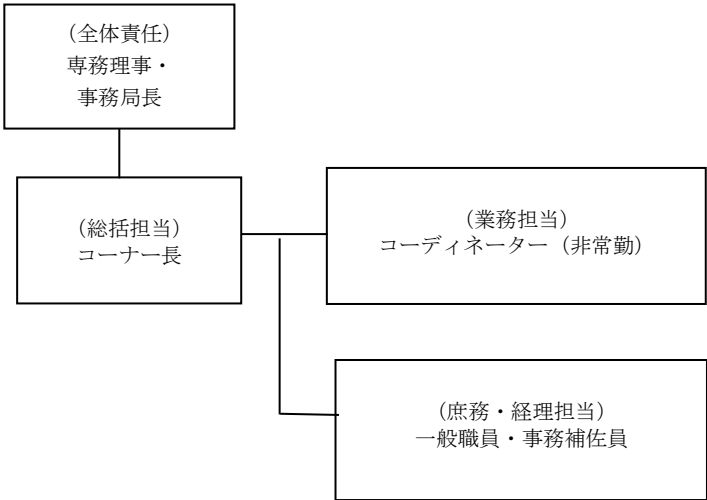
委託事業実施計画書

◇事業名：令和８年度「若年技能者人材育成支援等事業」

◇提出者：鳥取県職業能力開発協会（鳥取県技能振興コーナー）

◇契約期間：令和８年４月１日～令和９年３月３１日

実施要領	実施計画の内容
第３．地域技能振興コーナー事業	
１ 事業の実施体制等	
（１）地域技能振興コーナー ア 都道府県単位の地域の窓口となるコーナーを設置すること。 イ コーナーでは利用者の相談窓口として、ものづくりマイスターの認定に係る相談等、ものづくりマイスターの派遣のコーディネート及び連携会議の開催を主たる業務として行うものとする。 ウ コーナーはセンターに対して、地域における事業の進捗状況、実績等必要な報告を行うものとする。	ア 鳥取県職業能力開発協会に当コーナーを設置する。 イ 相談窓口では、技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した人材育成に係る取組方法、訓練施設、設備等のコーディネート、実技指導等の相談・援助並びにものづくりマイスター派遣のコーディネート等を行い、併せてホームページに相談コーナーを設け、リアルタイムの相談体制を構築する。連携会議は年２回開催し、年度当初に実施計画書を踏まえた、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定（推進計画の決定）、年末に当年度の事業実施状況等の報告を行う。 ウ センターに対して、地域における事業の進捗状況、実績等必要な報告を行う。
（２）地域技能振興コーナーの事業実施体制	

ア 地域技能振興コーナー長の配置 イ 一般職員及び事務補佐員の配置	事業を実施する事務局体制は、次項「事務局体制」のとおりとし、総括担当に鳥取県地域技能振興コーナー長を配置し、技能競技大会、技能検定をはじめ職業能力開発分野の知識、経験が豊かな職員を配置する。 【事務局の体制】 ◆下記のとおり  <pre> graph TD A["(全体責任) 専務理事・ 事務局長"] --- B["(総括担当) コーナー長"] B --- C["(業務担当) コーディネーター (非常勤)"] B --- D["(庶務・経理担当) 一般職員・事務補佐員"] </pre>
2 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について	
(1) ものづくりマイスターの開拓 企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集等（掘り起こし）を行うこと。 令和8年度ものづくりマイスター新規認定数の目標数は仕様書に示すとおりとする。 なお、ものづくりマイスターの職種については、地域事情を	企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター等候補者の掘り起こし等の情報収集を行う。 認定登録目標数は「4名」とする。 限られた登録者数となるため、職種を厳選した中で、ものづくりマイスターの掘り起こしを行い、各技能士会、組合、団体等と連携した中で推薦により登録申請を行う。 また、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対しては、引き続き活動する意思があるか否かを確認し、活動継続する意思がない又は活動継続が困難である等のも

考慮してもなお偏りが見られるため、職種の偏重解消に努めるよう留意すること。 また、過去３年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認した上で、活動継続する意思がない又は活動継続が困難である等のものづくりマイスターについては、登録解除の手続を行うとともに、ものづくりマイスターデータベースの記録の削除も行うこと。 ものづくりマイスターデータベースの情報を最新の状態とすることは、効率的なものづくりマイスターをコーディネートする上で必要不可欠であることから、上記以外の者においても最新の情報となるよう努めること。	ものづくりマイスターについては、登録解除の手続きを行い、ものづくりマイスターデータベースの記録の削除も行う。 効率的なものづくりマイスターをコーディネートする上で必要不可欠であることから、全てのものづくりマイスターデータベースの情報は最新の情報となるように鋭意取り組む。
(２) ものづくりマイスターへの説明 認定を受けたものづくりマイスターに対して、実技指導等に当たる前に、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知すること（センターが定める免除基準に該当する場合を除く。	認定されたものづくりマイスターに対して、実技指導等に当たる前に、センターが定める免除基準に該当する場合を除き、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知する。また、実技指導等の前には活動条件等について文書による説明を実施する。

(3) 申請書類等の取りまとめ ものづくりマイスターの認定申請書の受理業務を行うこと。 申請書類はコーナーが取りまとめてセンターに提出すること。	ものづくりマイスターの認定申請を行う者に対して申請書類の確認を行うなど、円滑な事務処理の実施を支援し申請書類は当コーナーが取りまとめてセンターへ提出する。 申請書の取りまとめに当たっては、ものづくりマイスターの認定要件等を指導・確認し、円滑な認定申請を行う。
(4) ものづくりマイスターに対する研修 コーナーは、新たに認定を行ったものづくりマイスターに対して、実技指導の結果報告の作成方法等事務を含む指導技法等講習を実施すること。 ア 研修の開催頻度や時期 年2回程度を目安に、指導技法を学んだ講師による講義形式により実施すること（ものづくりマイスターの認定件数等に応じて回数を上下して差し支えない。）。 イ 研修内容 センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援（第2.3(2)参照）を活用し、ものづくりマイスターによる指導技能が全国的に均一化できるようにすること。	新たに認定されたものづくりマイスターに対して実技指導の結果報告の作成方法などの事務を含む指導技法等講習会を実施する。 ア 年2回程度を目安に講義形式により実施する。 実施時期は認定書授与後3ヶ月以内に実施し年度内完了とする。 イ ものづくりマイスターによる指導技能を全国的に均一化できるよう、センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援を活用する。なお、研修においても、受講者に怪我のないように安全に十分配慮して実技指導に当たるよう、ものづくりマイスターには入念に伝える。 また、必要に応じ個人情報保護、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接遇

なお、研修においては、受講者に怪我のないように、安全に十分配慮して実技指導に当たるよう、ものづくりマイスターに入念に伝えること。

また、必要に応じ個人情報保護、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与や実技指導派遣依頼元の意見等を踏まえた研修を適宜行うこと。

地域若者サポートステーションでのものづくりの魅力発信を実施することとしているが、この施設を利用する者は配慮を必要とする場合があるため、この施設での派遣をする場合には、派遣対象者に平成 27 年度の成果物（サポステ支援対象者向け指導技法）を活用して派遣前に研修を実施すること。

なお、過去 3 年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対しても、最新の指導技法等に係る講習を行うこと。この場合、認定時に講習を受講していることに鑑み、最新版のテキストや事例

といった面の知識付与や実技指導派遣依頼元の意見等を踏まえた研修を行う。

地域若者サポートステーションでのものづくりの魅力発信の実施については、サポステの要請に応じて実施する。

なお、過去 3 年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対しても、最新版のテキストや事例集等を情報提供する形で、最新の指導技法等に係る講習を行う。

集等を情報提供することとして差し支えない。 ウ 交通費の負担 指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して交通費を支給することができる。ただし、受講手当は支払わないこと。 エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加 第2.3(2)ア(ウ)に定める「事例発表・意見交換会」へのものづくりマイスターの参加勧奨を行うこと。 参加するものづくりマイスターに対して、コーナーから謝金及び旅費を支払うことができる。なお、基本的にはオンラインでの開催を想定している。	ウ 指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して当協会旅費規程に基づき交通費を支給する。 交通費の支払は、金融機関の口座への振込とする。 エ ものづくりマイスターの参加勧奨を積極的に行う。 参加するものづくりマイスターには、コーナーから謝金及び旅費を支払う。
3 ものづくりマイスター及び熟練技能者の活用に係る業務について	
(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等 コーナーの相談窓口においては、次に掲げる事項について、相談・援助、ものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣等を行うこと。	コーナーの相談窓口においては、次に掲げる事項について、相談・援助、ものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣等を行う。

ア 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法への相談・援助 イ 若年技能者の人材育成に資する訓練施設・設備等のコーディネートや、実技指導等の相談・援助 ウ ものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣やそのためのコーディネート	ア 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法への相談援助を行う。 イ 若年技能者の人材育成に資する訓練施設・設備等コーディネートや実技指導等の相談・援助を行う。 ウ ものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣やそのためのコーディネートをする。また、中小企業、業界団体、工業高校等学校の要請に応じて、ものづくりマイスター等の派遣を行う。なお、相談・援助に当たっては、次の事項に留意する。 ① 実技指導に限らず、座学等の講師とすることも考える。 ② 中小企業事業主の負担軽減に資するものであるため、中小企業事業主が負担することとなる諸経費については、比較的低廉な単価となるよう考える。 ③ 管内に派遣指導を行えるものづくりマイスターがいない場合は、ものづくりマイスターデータベース等を活用して、他県の登録情報を把握し、広域派遣に努める。 ④ ものづくりマイスターの対象分野に該当しない職種においては、規定された熟練技能者を企業等に派遣し、
--	---

	指導を行う。なお、ものづくりマイスターの認定対象職種であれば、特段の事情がない限りは、ものづくりマイスターの認定を受けた者を派遣する。
(2) ものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣による指導の実施 ア 派遣対象企業等・指導対象者 (ア) 派遣対象企業等は、次のとおり。 ① 中小企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者という。以下同じ。）等 ② 業界団体（商工会、協同組合等の事業主団体や産別労働組合をいい、法人格の有無は問わない。以下同じ。） ③ 工業高校等学校（公共職業能力開発施設を除く。）等	（注：左記欄①～③の類型ごとに、派遣目標（人日）を定め、合計人日も記載すること。） (ア) 派遣対象企業等は、次のとおり。 ① 中小企業の事業主へものづくりマイスター及び熟練技能者を派遣する。 【指導対象】（目標） (ア) 中小企業（実技指導）：4 社 (イ) 受講者延べ人数：70 人 (ウ) マイスター派遣延べ人日：45 人日（ものづくりマイスター活動数） ② 業界団体へものづくりマイスターを派遣する。 【指導対象】（目標） (ア) 団体・組合（実技指導）：12 団体・組合 (イ) 受講者延べ人数：289 人 (ウ) マイスター派遣延べ人日：89 人日（ものづくりマイスター活動数） ③ 工業高校等学校へものづくりマイスターを派遣する。 【指導対象】（目標） (ア) 高等学校（実技指導）：7 校（延べ 14 校） (イ) 受講者延べ人数：494 人

	(ウ) マイスター派遣延べ人日：103 人日(ものづくりマイスター活動数)
(3) ものづくりマイスター及び熟練技能者による若者に対する「ものづくりの魅力」発信 ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信 イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信 ウ 小中学校等の児童・生徒等を主とした不特定多数の者に対する「ものづくりの魅力」発信 ※ 該当県においては、各種大会を通じての「ものづくりの魅力」発信も含む。	(注：左記欄のア～ウごとに派遣目標（人日）を定め記載すること。※は大会が開催される県のみ記載すること。) ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信はサポステから協力要請あった際は可能な限り協力する。 イ 小中学校へものづくりマイスターを派遣する。 【指導対象】（目標） (ア) 小中学校（魅力発信・体験教室）：11 校 (イ) 受講者延べ人数：367 人 (ウ) マイスター派遣延べ人日：64 人日(ものづくりマイスター活動数) ウ 特定施設へものづくりマイスターを派遣する。 【指導対象】（目標） (ア) 受講施設（魅力発信・体験教室）：3 施設 (イ) 受講者延べ人数：80 人 (ウ) マイスター派遣延べ人日：12 人日(ものづくりマイスター活動数) ※各種大会を通じての「ものづくりの魅力」発信については該当なし。
4 地域における技能振興事業の実施	
(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等	

本事業において、技能五輪全国大会の予選を実施するとともに、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加を援助することとし、若年者の技能レベル向上等を図ることとする。 ア 技能五輪全国大会の予選の実施 (ア) 対象地域 予選会は、各コーナーが担当する都道府県別に実施すること。 (イ) 都道府県職業能力開発協会との共同実施 (ウ) 予選会の競技数・競技職種等	ア 技能五輪全国大会の予選の実施 鳥取県協会が独自の選考基準にて推薦する職種のうち、次の職種について令和９年度の技能五輪全国大会の予選大会として、参加手数料を徴収して実施する。 ◇理由及び目的 次代を担う若年技能者の人材育成を支援することにより、技能の承継や後継者の育成を図るため ◇選手募集方法 関連団体及び組合や県内の複数の高等学校に開催案内を送付する。 (ア) 対象地域は鳥取県とし、鳥取県内の高等学校・職業能力開発施設に在学中の学生または企業等に就業している者とする。 (イ) 鳥取県職業能力開発協会と共同で実施する。 (ウ) 予選会の競技数・競技職種等
--	--

a 本事業で行う予選会の実施職種 b 予選会の参加手数料の徴収 予選会参加者から、参加手数料 2,000 円を徴収すること。 (エ) センターへの情報提供 技能五輪全国大会の予選会をコーナーが実施する場合には、実施予定日、実施職種等の必要な情報をセンターからの求めに応じて提供すること。 イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施 コーナーは、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に、当該都道府県の若年技能者が選手として参加する場合に、当該参加選手とその指導者の参加旅費及び道具等の運搬費の援助を行うこと。	a 実施職種（2 職種）：造園・日本料理 ◇開催時期：令和 8 年 10 月予定 ◇参加予定人数：10 名程度 b 予選参加者から、参加手数料を徴収する。 <参加手数料> ◇在校生・在職者とも一律 2,000 円（一人あたり）徴収する。 (エ) 技能五輪全国大会の予選会については、実施予定日、実施職種等、必要な情報をセンターからの求めに応じて提供する。 イ 当コーナーは技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に、当該参加選手とその指導者の参加旅費及び道具等の運搬費の援助を行う。（指導者への援助は参加選手 1 名に対して、1 名を上限とする。） (ア) 第 64 回技能五輪全国大会 <中小企業・学校等> a 参加職種（4 職種） 造園・日本調理・とび・建築大工 b 参加予定人数：選手 7 名・指導者 6 名 * ()内は参加予定人数
--	--

	造園 (選手 2 名・指導者 2 名) 日本料理 (選手 3 名・指導者 2 名) とび (選手 1 名・指導者 1 名) 建築大工 (選手 1 名・指導者 1 名) (イ) 第 21 回若年者ものづくり競技大会 <教育訓練機関> a 参加職種 (3 職種) 造園・木材加工・自動車整備 b 参加予定人数：選手 4 名・指導者 4 名 * ()内は参加予定人数 造園 (選手 2 名・指導者 2 名) 木材加工 (選手 1 名・指導者 1 名) 自動車整備 (選手 1 名・指導者 1 名)
(2) 卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援及び記念式典の実施 ア 表彰制度の紹介コンテンツの作成支援 社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働職に入職することを促進するため、令和 8 年度の卓越した技能者の表彰の被表彰者の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行うこと。 イ 60 回記念式典の実施（東京都地域技能振興コーナーに限	ア 該当なし。 イ 該当なし。

る。) 令和8年度は卓越した技能者表彰を開始してから60回目の節目に当たる年度であることから、これを契機として、東京都において記念式典を実施すること。 なお、記念式典については、式典単独ではなく、第3.3(3)の不特定多数の者に対する「ものづくりの魅力」発信を兼ねて実施することも差し支えない。	
(3) 「地域発! いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業に係る対応 両事業のいずれかに認定された事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせるよう伝えること。	当コーナーでは、両事業とも現在まで登録事例がなく未登録の状態であるが、該当マイスターより相談を受けた場合はセンターへ問い合わせるよう伝える。
5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について	
(1) 連携会議の設置 コーナーは、都道府県等地方公共団体、都道府県労働局、労使団体等をメンバーとする都道府県別の連携会議を設置し、運営すること。	当コーナーは鳥取県、鳥取県労働局等をメンバーとする連携会議を設置し運営する。 <連携会議構成委員> ①鳥取労働局 ②鳥取県商工労働部 ③鳥取県教育委員会 ④鳥取県中小企業団体中央会

	⑤鳥取県技能士会連合会 以上5団体で構成する。
(2) 連携会議の開催回数 連携会議は、年間2回以上開催するものとし、年度当初に実施計画書を踏まえた、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定（推進計画の決定）、年末に当年度の事業実施状況等の報告を行うこと。	当コーナーでは以下のとおりとする。 ◇開催日数：年度内2回実施する。 ◆第1回（6月開催） 令和8年度の契約内容及び前年度との差異項目等の説明を行った中で、本年度の事業推進計画を示し適切な助言や指導を頂き、より効果のある事業推進内容を決定する。 ◆第2回（12月開催） 令和8年度の事業実施状況及び次年度に向けた改善検討事項等を連携会議に報告し、とりまとめる。
(3) 都道府県労働局との連携 中小企業及び教育機関（大学、専門学校等）等における派遣指導について、都道府県労働局と連携の上、派遣先の開拓を実施すること。前述の連携会議によるほか、令和8年度においては、個別に労働局職業安定部を訪問し、労働局と相談の上、実態に沿った取組を検討することとしたところであり、令和8年度も引き続き労働局と連携した取組が促進されるよう、必要に応じて労働局職業安定部を訪問すること。例えば、ハローワークの相談員等が学校等を訪問する際に携行しての周知や、も	当コーナーは5月上旬に鳥取労働局職業安定部を訪問し「職業意識形成事業支援事業」の担当者と入念な打合わせを行い、双方事業のスマートな運営を目的とした推進施策を模索し連携を深めて取り組んでいく。

のづくりマイスターのパンフレットやチラシ等をハローワーク庁舎内に配架したり、説明会やセミナー等の機会を活用して制度周知に協力してもらうよう依頼するほか、特に中小企業の派遣先の開拓に繋がるよう具体的に調整すること。また、労働局（ハローワーク）が実施しているハロートレーニングに係るイベントでのものづくり体験教室等や「学生・生徒等に対する職業意識形成支援事業」においてものづくりマイスター等が技能の実演・指導を含む講義を行うことも、本連携の一方法であること。	
--	--